

平成17年国勢調査に係る統計審議会答申
における「今後の課題」への対応状況

指摘事項	平成22年国勢調査に向けての対応状況
<p>【調査事項等】</p> <p>1 調査事項については、大規模調査年には22項目、簡易調査年には17項目による調査を継続している。</p> <p>限られた調査事項の中で一部の調査事項は、他の大規模周期統計調査においても設定されているものもある一方で、「5年前の常住地」など人口移動の毎回把握の検討等の要請がある。</p>	<p>○ 国勢調査における「5年前の常住地」など人口移動を把握する調査事項は、従前から西暦年の末尾が0の年に行われる大規模調査で把握されてきており、平成22年（2010年）国勢調査においても、同調査事項を把握することとしている。</p> <p>○ 平成22年国勢調査の調査事項については、「人口・世帯の基本となる統計」、「ニーズへの対応」、「正確性の確保」及び「国民負担への配慮」の各視点から検討を行ってきた。簡易調査年である平成27年国勢調査の調査事項については、同様の視点に基づき、また、平成27年における社会経済情勢等をかんがみ、改めて検討することとなる。</p>
<p>2 近年、派遣労働者数の増加に対応して、産業構造等のよりの確な把握のため、派遣労働者については、その派遣先産業についても把握が必要になると考えられる。</p>	<p>○ 就業者、特に非正規雇用者の実態を的確に把握するため、「従業上の地位」の雇用者について、「常雇」と「臨時雇」の2区分で把握していたものを、「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「パート・アルバイト・その他」の3区分に変更する。これにより、労働者派遣業の就業者数を把握することが可能となる。</p> <p>○ 一方、「勤め先・業主などの名称及び事業の内容」については、労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先の状況を記入することとしており、これにより、派遣先の各産業に従事している派遣社員の数も併せて把握することが可能となる。</p>
<p>3 これらについては、報告者負担の軽減を図りつつ、調査を効率的に実施するとともに、新たな統計ニーズに対応するため、今後の調査事項の在り方について、検討・研究する必要がある。</p>	<p>○ 平成22年国勢調査の調査事項については、「人口・世帯の基本となる統計」、「ニーズへの対応」、「正確性の確保」及び「国民負担への配慮」の各視点から検討を行ってきた。上記2の「常雇」と「臨時雇」の廃止に伴い、これらと組み合わせて利用されてきた「就業時間」を廃止し、また、結果の利用状況等を勘案し、「家計の収入の種類」を廃止するなど、報告者負担の軽減を図っている。</p>

<p>3 なお、調査の単位である世帯については、マンション型有料老人ホームにおける居住者の増加等高齢者の居住形態の多様化に対応して、世帯構造の変化等を的確に把握し、調査の正確性を確保するため、社会福祉施設等における世帯のとらえ方等について検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国勢調査においては、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としている。一般に、老人ホーム等の社会福祉施設の居住者は、いわば共同生活をしているものとみなされることから、棟ごとに一つの世帯として把握している。一方、介護者や医療関係者の建物が近接等している老人専用マンションなどの居住者は、住宅の要件を満たし、それぞれに生活を営んでいることから、それぞれ別の世帯として把握している。 ○ 国勢調査は、他の標本調査の抽出フレームとして利用されていることから、国勢調査のみ世帯の定義を変更することは問題である。また、社会福祉施設における世帯のみ別の定義を使用することは、集計全体の整合性の確保の観点から問題である。 ○ なお、平成22年国勢調査の調査事項については、「人口・世帯の基本となる統計」、「ニーズへの対応」、「正確性の確保」及び「国民負担への配慮」の各視点から検討を行ってきた。この検討の一環として、平成22年国勢調査の調査事項について各府省及び地方公共団体等のニーズを照会したところ、社会福祉施設等に関する詳細な把握のニーズはなかった。 ○ このようなことから、平成22年国勢調査においても、現行の定義の下で、正確な調査が実施されるよう、実地指導を徹底することとしたい。
<p>【調査方法】</p> <p>4 調査方法については、調査実施の環境の変化等を踏まえ、統計調査員による調査が困難な対象に対しては、より正確な統計を作成するため、郵送調査、インターネット調査等多様な調査方法の導入や外国人に対する調査方法について検討・研究する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年国勢調査においては、日中不在がちな世帯や調査員に会いたくないと考える世帯であっても、調査票を円滑に提出することができるよう、郵送による提出方式を導入する。 ○ インターネット回答方式については、将来、全国に拡大させていく観点から、インターネット普及率が高く、かつ、単身世帯やオートロックマンション居住世帯などの接触困難世帯が多い地域を、モデル地域として選定し導入する。 ○ 外国人が安心して調査票に記入し、提出することができる効果的な方策については、平成22年国勢調査関係者会議において、外国人の支援等を行っている関係団体の知見を得て検討しているところであり、今後、これらの団体などと連携・協力し、効果的な周知・広報などを推進する。

<p>5 また、聞き取り調査対象となった世帯に関する欠測値データの補完を的確に行い、結果精度を維持するため、行政記録の利用等の方策について研究する必要がある。</p>	<p>○ 平成22年国勢調査においては、調査票の記入内容の正確性を確保するため、市区町村の審査段階においては、調査票の記入内容の確認・補完に住民基本台帳等の行政情報を活用する。</p> <p>○ また、世帯からの回答を得られず、聞き取り調査を実施しても、また、市区町村が利用可能な行政情報を活用しても、なお調査票の記入漏れが十分に補完されない場合には、統計法に基づく関係者への質問などを行い、調査結果の精度確保を図る。</p>
<p>【調査結果の多様な活用】</p> <p>6 調査結果については、利用者が一般的に利用できるのは公表された集計結果に限られていることから、個別の集計ニーズに対応するためのオーダーメイド集計の導入を検討する必要がある。</p>	<p>○ オーダーメイド集計については、統計法第34条に基づき、平成21年4月より抽出詳細集計の集計用データ（平成2年、7年、12年及び17年）を用いて、対応を開始したところである。</p>
<p>7 予算や人的な制約があるため、現在集計されていない都道府県・市区町村に係る職業別・産業別の詳細結果について、その集計を可能とする仕組み等の検討や今後の多様な統計ニーズに対応し得るようなデータ・アーカイブ機能の研究を行う必要がある。</p>	<p>○ 都道府県・市区町村に係る職業別・産業別の詳細結果の集計については、統計法第34条に基づくオーダーメイド集計により対応が可能となる。なお、統計法第33条に基づく調査票情報の提供による対応も可能である。</p> <p>○ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、政府としてデータ・アーカイブについて検討を行うこととされていることから、その検討結果を踏まえ、国勢調査における対応を検討する。</p>